



123号

平成24年1月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

事務局

〒105-0003 東京都港区

西新橋3-23-6 白川ビル3F

TEL 03(3437)0201

FAX 03(3437)0301

URL <http://www.kanzeikai.jp>

E-mail info@kanzeikai.jp

印刷 株式会社 総 北 海



第38回通常総会

主要目次

国税庁長官 新年の御挨拶…………… 2

大谷会長 新年の挨拶…………… 3

第38回通常総会／組織増強功労者表彰／

全間連の主な動き…………… 4～5

新役員名簿／平成23年叙勲受章者及び
平成23年度納税功労表彰受章者名簿…………… 6

平成23年度「税の標語」優秀作品決まる…………… 7

消費税の見直し問題と間税会の対応／四国間連会
長の就任挨拶／税務署の閉庁日対応…………… 8～9

確定申告Q&A（所得税・消費税）…………… 10～13

税を考える週間…………… 14～15

国税庁から…………… 16

消費税 活かすみんなの 間税会



新年の御挨拶を申し上げます

国税庁長官 川 北 力



平成24年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

はじめに、東日本大震災により被災された皆様に、改めて心からお見舞い申し上げます。

震災発生以降、国税庁として、被災地における申告・納付期限の延長、震災特例法に基づく雑損控除等の適用措置の周知・広報とその申告相談、酒類製造免許等の弾力的な取扱いや酒類の安全性確保のための放射能分析などの取組、仙台国税局職員の被災地の地方公共団体への派遣など、全庁挙げて様々な対応を行ってまいりました。

年も改まり、震災特例法に基づく調整率を適用した相続税・贈与税の申告期限が到来します。また、平成23年分確定申告期を迎え、引き続き、雑損控除を適用する多くの被災者の方の来署が見込まれます。国税庁としては、被災された方々をはじめ、納税者の皆様が円滑に申告・納付等を行うことができるよう、納税者の皆様の立場に立って親切・丁寧な対応を行ってまいります。また、被災された納税者の実情を踏まえて、納税緩和制度を引き続き適切に適用いたします。

次に、年頭に当たり、税務行政の運営に関する基本的な考え方を申し述べたいと思います。国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、このような使命を果たすため、第1に、納税者の皆様に申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行っていただけるよう、サービスの充実に努めております。

特に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、関係各位のご協力も得て、22年度は所得税・法人税における電子申告の利用率が半数に近づくに至りました。本年は、オンライン利用率に加え、利用者の利便性の向上や行政運営の効率化といった視点も取り入れた新たな「業務プロセス改革計画」に基づき、引き続き、e-Taxの一層の普及及び定着に積極的に取り組んでいくこととしています。

また、本年の確定申告に当たり、国税庁では、引き続き、自宅等からのITを利用した申告の推進に取り組むこととしています。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を是非活用いただきたいと思います。第2に、納税者の権利利益の保護を図りつつ、適正な調査・徴収に努めております。

先般、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、国税通則法が改正され、平成25年1

月から、定められた税務調査手続に基づき調査を実施するとともに、全ての不利益処分及び申請に対する拒否処分について理由附記を行うこととなりました。国税庁として、この法改正の趣旨・内容をきちんと踏まえ、適正かつ円滑な執行に取り組んでまいります。

税務調査等につきましては、大口・悪質な不正事案に厳正に対応するほか、社会・経済情勢の変化に鑑み、富裕層・無申告・国際化事案などの重点課題に積極的に取り組むこととしています。

国際的租税回避行為については、租税条約等に基づく情報交換を積極的に進めています。我が国では、昨年、香港、バハマ、マン島及びケイマン諸島等との租税条約等が新たに締結されたほか、スイスとの間では租税条約が改正され、情報交換規定の新設等がなされました。更に我が国は、多国間の枠組みである「税務行政執行共助条約」に昨年11月に署名したところであり、同条約の発効後には、より多くの国々と幅広い分野で執行協力を推進していくことが可能となります。国税庁では、こうした二国間及び多国間の枠組みも十分に活用しつつ、国際的租税回避行為に厳正に対処してまいります。

近年の税務行政に関する国際的な議論の場においては、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が大企業の税務コンプライアンスの向上に重要であるとの認識が共有されています。国税庁では、大企業に対し、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に関する説明会を実施することに加え、税務調査終了時にトップマネジメントと意見交換を実施する取組を進めています。

第3に、国民の皆様からの理解と信頼を得られるように、国税当局が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての実行性ある計画の策定とその実施、実施結果の評価・検証について、ホームページ、報道発表、国税庁レポート（年次報告書）、実績の評価書等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしていきたいと考えております。各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に努めてまいります。

本年も、様々な面で質の高い税務行政を進めることにより、税務行政に寄せられている国民の信頼に応え、更に揺るぎないものにしてまいりたいと考えています。

新しい年、平成24年が、皆様と御家族にとって幸せの多い年でありますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新年の挨拶



全国間税会総連合会会長 大谷 信義

平成24年の年頭に当たり、謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

会員の皆様方には、旧年中、当連合会の運営につきまして、格別のご尽力を賜りありがとうございました。

また、国税ご当局の皆様には、当連合会に対しまして、深いご理解と多大なご支援を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

昨年は、東日本大震災により、東北地方を中心に多くの方々が被災し、また、福島第一原発による放射能汚染も終息しない中で、新しい年を迎えましたが、これら被災地の一日も早い復旧・復興が待ち望まれるところです。

一方、経済面におきましては、ヨーロッパ発の金融不安、為替相場や株価の著しい変動などもあって、長期にわたって厳しい状況が続いていますが、この厳しい経済情勢を反映して税収は低迷する中、震災復興のための財源確保の必要性もあって、多額の国債発行を余儀なくされるなど、財政面でも大きな課題を残す年になりました。

このような財政状況の中で、私ども間税会に関わりの深い消費税につきましては、社会保障と税の一体改革の一環として、2010年代の半ばまでに、税率を段階的に10%まで引き上げるという方向が示されています。

この消費税の税率引上げに際しましては、消費税に内在する逆進性の緩和策をどうするかということが大きな検討課題となりますが、私ども間税会は、その方策として、ヨーロッパ諸国が広く採用している食料品などを低い税率とする軽減税率制度（複数税率制度）ではなく、カナダなどが採用している給付付き消費税額控除制度（還付制度）により対処するよう税制当局に要請してきています。

全間連といたしましては、これから本格的に始まります消費税の見直しについての議論の行方を注視しながら、必要に応じて、間税会の要請が実現するよう税制当局等

に働きかけるとともに、改正案がまとまりました後には、改正案の内容などを広く国民の皆様に周知し、広報する活動に取り組んでまいり所存でございます。

そして、これらの活動を力強く推進するためには、何よりも間税会の組織を拡大強化し、常日頃から活発な事業活動を展開することを通じて、間税会の存在感を高め、発言力を強めることが肝要であります。

このような背景を念頭に置きながら、本年の事業活動といたしまして、消費税についての一般的な啓発・広報活動のほか、消費税の滞納の新規発生はここ数年減少傾向にあるとはいえ、依然として高い水準にあることを踏まえまして、消費税の納税資金の備蓄運動や個人の課税事業者に対する振替納税の勧奨、さらにはe-Taxを利用したダイレクト納付の推進など、消費税完納運動をより一層推進してまいりたいと存じます。

また、広く国民の皆様に消費税の現状などを理解していただくため、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配付、「税の標語」の募集と活用、インターネットによる情報発信などの広報活動や租税教育活動に、幅広く取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解の上ご尽力を賜りますようお願いいたします。

さらに、国税当局が最重点課題として取り組んでいます国税電子申告・納税システム、いわゆるe-Taxの利用促進に積極的に対処してまいりたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝、ご繁栄、各局間連及び傘下間税会並びに業種団体のますますのご発展を祈念いたします。

また、国税ご当局の皆様のご健勝、ご活躍をお祈りいたしますとともに、当連合会及び傘下団体の運営につきまして、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

第38回 通常総会

函館市において開催



全間連第38回通常総会は、昨年9月26日（月）午後3時30分から、北海道間税会連合会（高橋則行会長）担当により、北海道函館市 ホテル函館ロイヤルにおいて、

- 第1号議案 平成22年度事業報告の承認を求める件
提案説明 白子会務運営委員長
- 第2号議案 平成22年度決算報告の承認を求める件
提案説明 渡邊総務委員長
- 第3号議案 平成23年度事業計画(案)の承認を求める件
提案説明 白子会務運営委員長
- 第4号議案 平成23年度収支予算(案)の承認を求める件
提案説明 渡邊総務委員長
- 第5号議案 役員改選の件
提案説明 白子会務運営委員長

て、会員591名出席の下に開催されました。

総会は、江川専務理事の司会の下に、本郷副会長（仙台）の開会宣言、高橋副会長（北海道）の開会の辞で始まり、大谷会長の挨拶のあと、議長団に関亦（関東信越）、安藤（東海）、中川原（福岡）各副会長を選出し、議事録署名人に金子常任理事（東京）、山井常任理事（関東信越）を選出して議事に入りました。

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

議事終了後、組織増強功労者の表彰が行われました。

続いて、川北国税庁長官殿の挨拶、高橋北海道知事(代読)殿及び工藤函館市長殿の来賓祝辞を賜り、中島副会長（北陸）の開会の辞をもって、午後4時50分に終了しました。

組織増強功労者表彰

組織増強功労者の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①過去1年間に80名以上の会員増（純増）を実現した間税会及び、②過去1年間に30%以上の会員増を実現した間税会とされています。

この基準に該当し表彰された間税会は、次のとおりです。



（東京）	麹町	間税会	殿
	本所	間税会	殿
	武蔵野	間税会	殿
（関東信越）	越谷	間税会	殿
（北海道）	函館	間税会	殿
（広島）	東広島	間税会	殿
（四国）	坂出	間税会	殿
	伊予西条	間税会	殿

消費税 中央セミナー 開催

第22回消費税中央セミナーは、去る、11月18日（金）東京・千代田区 弘済会館において、公共法人・公益法人の実務担当者約90名を対象に、国税庁課税部消費税室 石澤消費税第一係長を講師に迎え、公共法人等の消費税の実務研修が実施されました。



明けましておめでとうございます
本年もよろしくお願いいたします

平成24年 元旦

関東信越間税会連合会 会長 関 亦 数 斗

埼玉県間税会連合会	会長	関 亦 数 斗
栃木県間税会連合会	会長	萩 山 光 子
長野県間税会連合会	会長	吉 村 義 憲
茨城県石油ガス税納税協力会	会長	内 野 芳 男

茨城県間税会連合会	会長	瀬古澤	擴 緑 紀
群馬県間税会連合会	会長	松 平	
新潟県間税会連合会	会長	崎 山 興	

第33回 青年部通常総会 第30回 女性部通常総会

開催
される

第33回青年部通常総会及び第30回女性部通常総会は、昨年9月26日（月）北海道函館市 ホテル函館ロイヤルにおいて、それぞれ午後1時15分から開催され、提出議案は全て承認されました。

なお、女性部総会における役員改選において、奥平ミエ子部長（東京）の退任が承認され、新部長には三田由里子様（東京）が選任されました。

国税庁幹部と 青年部代表との 意見交換会

青年部では、全国から通常総会に出席するため、函館に多くの青年部員が集まった機会を利用して、通常総会の翌日、総会会場と同じホテル函館ロイヤルにおいて各局間連代表と地元北海道間連の有志が集まり、国税庁の吉田室長、池永係長、財務省主税局税制第二課藤井主税調査官、札幌国税局課税第二部鳥海消費税課長、同じく鈴木消費税総務係長に出席していただき、江川専務理事の司会の下に意見交換会を開催しました。

まず、始めに、各局間連青年部の活動状況の報告があり、その後、自由テーマで、活発な意見交換が行われました。



国際品質規格 ●医療ガス、在宅酸素、関連機器
ISO9001 取得 ●医療配管設備、無菌環境保守契約

たしかな技術の

 **サンコウメディカル株式会社**

〒501-6003

岐阜県羽島郡岐南町平島 9-28

TEL (058) 248-2717 FAX (058) 248-2792

全間連の主な動き (23. 9. 15~24. 1. 11)

- 9月15日(木) 全間連会報第122号発行
- 9月20日(火) 平成24年度税制改正要望のヒアリング
(財務省) 東京
- 9月22日(木) 平成24年度税制改正要望のヒアリング
(民主党) 東京
- 9月26日(月) 正副会長会議、常任理事会、第33回青年部
・第30回女性部通常総会、講演会、第38回
通常総会 函館
- 9月27日(火) 国税庁幹部と青年部代表との意見交換会
函館
- 10月5日(木) 大阪局間連総会出席 大阪
- 10月19日(木) 「税の標語」最終選考会 事務局
- 10月26日(木) 財務大臣・国税庁長官納税表彰式 東京
- 11月14日(月) 「税の標語」優秀作品発表会・表彰式 東京
- 11月18日(金) 消費税中央セミナー 東京
- 11月22日(火) 平成24年度税制改正要望のヒアリング
(自由民主党) 東京
- 1月11日(木) 幹事会 事務局

医療用ガスから工業用ガスまで
ガスのことならお任せください

 **共同高圧ガス工業株式会社**

厚生労働大臣許可医薬品製造事業所

〒501-6003

岐阜県羽島郡岐南町平島 9-27

TEL (058) 245-8047 FAX (058) 245-8088

ガスのチカラを通じて、皆様とともに

明日を創るSANKOH GROUPです。

 **三興産商株式会社**

〒501-6003

岐阜県羽島郡岐南町平島 9-59

TEL (058) 240-7711 FAX (058) 240-8711

新 役 員 名 簿

平成23年9月26日改選

役 職	所 属	氏 名
会 長		大 谷 信 義
副 会 長	東 京	片 岡 直 公
"	関 東 信 越	関 亦 数 斗
"	大 阪	川 上 徹 也
"	北 海 道	高 橋 則 行
"	仙 台	本 郷 俊 雄
"	東 海	安 藤 重 良
"	北 陸	中 島 秀 雄
"	広 島	高 橋 正 美
"	四 国	中 川 端 正
"	福 岡	中 川 原 隆 潔
"	南 九 州	高 柳 幸 諄
"	沖 縄	小 島 達 徳
"	会 長 特 命 担 当 幹 事 (専 門 委 員 会 担 当)	鈴 木 豊 久
"	会 長 特 命 担 当 幹 事 (総 務 ・ 財 務 担 当)	椿 貴 喜 稔
"	業 種	黄 瀬 白 川 よ し 子
幹 事	会 務 運 営 担 当	江 川 治 美 力
"	会 長 連 絡 担 当	渡 邊 佐 々 巳 代 治
専 務 理 事	総 務 委 員 長	白 子 英 男
常 務 理 事	財 務 委 員 長	關 口 雅 章
"	会 務 運 営 委 員 長	鈴 木 泰 生
"	広 報 委 員 長	西 村 祐 一
"	税 制 委 員 長	永 田 義 博
常 任 理 事	東 京	
"	"	

役 職	所 属	氏 名
常 任 理 事	東 京	金 子 昌 男
"	"	河 西 陽 子
"	"	新 井 敏 郎
"	"	伊 藤 賢 二
"	"	加 藤 憲 一
"	"	金 丸 康 信
"	"	大 藏 満 彦
"	"	柳 也 主 男
"	"	阿 部 英 行
"	関 東 信 越	荻 山 光 子
"	"	山 井 照 守
"	"	大 森 裕 隆
"	"	吉 川 章 徳
"	"	吉 村 義 誠
"	"	名 古 屋 正 大
"	大 阪 道	末 澤 隆 央
"	北 海 道	小 野 隆 亨
"	"	戸 澤 弘 志
"	"	奈 須 川 實 一
"	仙 台	佐 藤 國 祐
"	"	佐 藤 祐 助
"	"	竹 谷 順 二
"	"	清 水 兼 寿
"	"	竹 腰 伸 吉
"	東 海	小 林 紀 男
"	"	北 野 憲 太 郎

役 職	所 属	氏 名
常 任 理 事	広 島	佐 々 木 秀 隆
"	"	浅 野 益 弘
"	"	唐 下 善 次 郎
"	四 国	石 川 豊 要
"	"	佐 伯 真 一
"	"	森 崎 敏 夫
"	"	竹 崎 宏 子
"	福 岡	深 町 丸 平
"	"	市 下 本 島 直 幸
"	"	南 牧 田 義 昭
"	南 九 州	迫 田 村 繁 弘
"	"	木 村 山 政 順
"	沖 縄	安 里 信 秀
"	"	岩 崎 敏 久
"	会 長 指 名	藤 澤 德 子
"	"	清 水 洋 子
"	"	伊 藤 智 仁
"	青 年 部	三 田 由 里 子
"	女 性 部	西 村 和 義
"	事 務 局 長	業 種 (貴 宝 卸)
"	"	政 木 喜 三 郎
"	"	阿 部 英 行
"	"	柳 也 主 男
"	"	佐 藤 茂 康
監 事	東 京	河 村 守 正
"	関 東 信 越	田 中

平成23年叙勲受章者及び平成23年度納税功労表彰受彰者名簿

●平成23年春叙勲

旭日双光章

中 村 徳 行 様
小 野 隆 央 様

●平成23年秋叙勲

旭日中綬章

片 岡 直 公 様

旭日双光章

永 田 義 博 様
渡 邊 力 様
竹 谷 祐 助 様

●平成23年度納税功労表彰

財務大臣表彰

吉 野 保 様
前 川 公 明 様
関 亦 数 斗 様
吉 村 義 憲 様
鷺 尾 和 徳 様
鈴 木 久 夫 様
山 田 信 善 様
土 屋 紀 雄 様
中 島 秀 雄 様
浮 田 佐 平 様
深 町 宏 子 様

国税庁長官表彰

大 谷 信 義 様
安 田 純 代 様
塚 本 福 二 様
竹 林 克 夫 様
雨 宮 康 夫 様
吉 川 章 隆 様
佐 藤 國 一 様
磯 村 直 英 様
川 喜 田 久 様
水 野 湛 一 様
岡 林 秀 雄 様
中 川 原 潔 様
永 田 義 信 様

国税局長表彰

(東 京)

齊 藤 英 毅 様
沼 生 智 様
湯 澤 弘 知 様
清 水 洋 子 様
山 田 淳 二 様
平 瀬 徹 一 様
染 谷 幸 美 様
田 中 新 一 郎 様
近 藤 方 康 様

(関 東 信 越)

(札 幌)

横 山 喜 貞 様
工 藤 修 二 様
香 島 勇 一 様
滑 川 義 幸 様
(仙 台) 佐 藤 友 行 様
(名 古 屋) 白 木 卓 様
水 野 正 義 様
木 屋 あ や 子 様
(金 沢) 山 上 順 一 朗 様
出 口 隆 弘 様
(広 島) 蔵 田 和 樹 様
山 手 重 三 様
濱 上 正 夫 様
(高 松) 齋 藤 尚 武 様
友 永 幸 雄 様
(福 岡) 市 岡 敏 生 様
倉 田 正 平 様
山 本 和 夫 様
福 田 詮 二 様
渡 邊 昭 二 様
(熊 本) 青 木 祐 心 様
江 富 高 久 様
(沖 縄) 湧 川 昌 秀 様

平成23年度「税の標語」優秀作品決まる

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施していますが、第19回目となる本年度も、一般財団法人大蔵財務協会の後援の下に昨年9月10日を募集期限として、間税会会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより、広く一般の方を対象にして募集した結果、前年度(121,968点)より約23%増の150,302点にのぼる多数の応募がありました。

この応募作品について、広報委員を中心とした選考委員会における厳正な審査を経て、最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、合計15点の優秀作品が決まりました。

「税の標語」の発表会と表彰式は、「税を考える週間」中の昨年11月14日(月)に、東京・築地 松竹株式会社(大谷会長の会社)において行われ、最優秀作品の福岡 寛様(文京区立音羽中学校)に、大谷会長から表彰状と記念品が贈られました。

この日には、東京局間連の表彰式もあわせて行われました。

「税の標語」の優秀作品は、全間連のインターネットホームページにも掲載されています。



最優秀

深めよう 税への理解と 正しい知識

文京区立音羽中学校 福岡 寛

優秀

僕の税 きっと誰かを 支えてる

町田市立鶴川中学校 伊藤 拓海

申告は クリックすいすい イータックス

武蔵野市 小野山 啓子

あなたの税 人に未来に 復興に

町田市立南中学校 鈴木 桜歌

国支え 老後も守る 消費税

京華中学校 竹内 翔

佳作

納税が 社会参加の 第一歩

富津市立環小学校 池田 悠人

世代こえ 未来を築く 消費税

相模原市立中野小学校 岩本 日向

間税会 楽しみながら 知識増え

津市 鎌田 美智子

考えよう 日本の未来と 消費税

崇徳学園 河野 安孝

支え合う 高齢社会に 消費税

相模原市 鈴木 崇之

税金に 願いを込めて 復興支援

国土館中学校 津田 和樹

“あら簡単” 始めてみましょう イータックス!

宇都宮市立一条中学校 藤田 祐佳

大好きな 日本の未来に 消費税

館山市立第三中学校 水上 智絵

税金を 生かして住みよい 国づくり

葛飾区立新宿中学校 道下 玲奈

活かそうよ 暮らしに福祉に 消費税

岐阜県揖斐郡 山下 愛美

消費税の見直し問題と間税会の対応

消費税は、平成元年に創設され、今年で23年目になりました。

創設当時の消費税の税率は3%でしたが、平成9年からは5%（うち1%は地方消費税）になり、本年度（平成23年度）の歳入予算においては、総税収（租税及び印紙収入の総額）40兆9,000億円のうち、消費税収は10兆2,000億円（国の4%分の税収）が計上されており、これは所得税（13兆5,000億円）に次ぎ、法人税（7兆8,000億円）を上回る税収をもたらす基幹税となっています。

ところで、政府・民主党におきましては、少子高齢化時代における社会保障制度のあり方と、その財源を確保するための税制のあり方を一体的に検討することとし、その改革案を取りまとめました。

この改革案によりますと、消費税を社会保障財源に充てるための目的税とすることを前提として、その税率を2010年代の半ばまでに段階的に10%まで引き上げることとし、本年度中（平成24年度3月末まで）に関連法案を国会に提出するよう検討をしています。

消費税の見直しに当たって、税率を何時から何%にするかは政治判断の問題ですが、税率引上げが行われる際には、消費税に内在する逆進性（消費税は、消費に対しては比例的な負担になりますが、所得を基準にしてみますと低所得者ほど負担が重くなるという問題）を緩和するために、ヨーロッパ諸国が採用している食料品などを一般的な税率（標準税率）よりは低い税率とする複数税率制度とするか、カナダなどが採用している低所得者を対象とする給付付き消費税額控除制度（還付制度）を設けるか、はたまたこのような特例制度は設けないか、という問題があります。

(1) 複数税率制度

食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率よりは低い税率（軽減税率）とする制度で、ヨーロッパ諸国で広く採用されており、国によってその範囲は異なりますが、おおむね食料品、水道水、新聞・雑誌・書籍、医薬品、旅客輸送等

がこの対象にされています。

この軽減税率方式は、わかり易いのですが、何を軽減税率の対象にするのかその線引きが難しく、また、取引にあたって、その区分を的確に行うための事業者の事務負担が増えるといったような問題があります。

(2) 給付付き消費税額控除制度

低所得者に対し、消費税負担額を還元するため、所得税に給付付き消費税額控除制度を設けようとするもので、カナダなどで採用されています。

カナダ（消費税の税率は5%）の例ですと、消費税の税額控除額を年間、大人一人につき約2万円、子供一人につき約1.5万円とし、その額をその者（世帯）の納めるべき所得税額から控除し、控除できない場合には給付（還付）しようとするものです。たとえば、夫婦子供2人の家庭では、税額控除額は7万円になりますので、その家庭の納めるべき所得税額が10万円ならば、7万円を控除して3万円を納めればよく、納めるべき所得税額が5万円の場合は、控除できない2万円分は給付（還付）されることになります。

この制度の下では、消費税は単一の税率となりますので、複数税率制度のような問題は生じませんが、高所得者が給付（還付）を受けることがないようにするため、各人の所得額をきちんと把握する必要があることから、国民全員に番号を付けて個人ごとの所得を管理する納税者番号制度のような制度を設けることが必要になるという問題があります。

(3) 全間連の提言内容

全間連では、平成24年度の税制改正に関する要望書を、政府の税制調査会、民主党の政策調査会、自民党の政務調査会などの税制当局に提出し、その内容を説明してきていますが、消費税については次のような提言内容となっています。

① 単一税率の維持と給付付き税額控除制度の創設

消費税は、税率の引上げが避けて通れない場合においても、単一税率を維持すべきである。

消費税の税率が10%を超える水準となり、低所得者に対する消費税負担の緩和（逆進性の緩和措置）を講ずる必要が生じた場合には、食料品等を低い税率とする複数税率制度ではなく、所得税において給付付き税額制度（還付制度）を設け、その対象にすることにより対処することを検討すべきである。

② 納税者番号制度の導入

①の給付付き税額控除制度を的確に運営するためには、納税者番号制度は不可欠なので、納税者番号制度（社会保

障・税共通の番号制度）の導入を検討されたい。

(4) まとめ

今後、消費税の見直しについての検討審議が本格化してきますと、消費税に内在する逆進性の緩和措置のあり方が議論の中心になってくると思われますので、皆様方もこれら制度の内容等をよく理解していただき、このような制度を設けないことも含めて、今後における消費税のあり方について考えていただきますとともに、周辺の方々にもこれら制度の内容や問題点などの説明をしていただきたいと思います。

（文責 専務理事 江川治美）

新局連会長の就任挨拶

ご挨拶

四国間税会連合会

会長 中 端 正 美



このたび久米房之助会長の後を受けて、会長に就任致しました中端正美と申します。

久米会長は永きにわたり、大変な指導力をもって、この会の発展に貢献されてきました。その後任として、会員の皆様、役員の皆様、関係者皆様のお力をお借りしながら、この重責を全うしていきたいと考えておりますので、何卒御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、四国間税会連合会は、香川、愛媛、徳島、高知

の4県下の26の単位会で構成され、会員数は約7,800人社となっています。

今後も、会員数1万人社を目標として会員増強に力を入れ、組織強化に取り組む方針です。

私どもといたしましては、消費税に関する唯一の協力団体としてその力を結集し、消費税のありようを広く認識していただけるようアピールしていくことが肝要と考えます。

間税会の役割が大きくなる中で、会員相互の協力を得ながら四国間税会連合会の拡大・強化を推進し、四国での消費税完納運動の推進などに積極的に取り組んでまいります。またe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及活動にも更なる力を注いでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施

税務署は、土曜日及び日曜日は閉庁されていて業務を行いませんが、平成23年分の確定申告期間中は、平日（月～金）以外でも、2月19日と2月26日の日曜日に限り確定申告書用紙の配布、申告相談及び確定申告書の收受及び納付相談が行われます。

税務署によっては、合同会場（対象署の納税者の申告

相談及び確定申告書の收受が行われます。）又は広域センター（対象署並びに対象署以外の署の納税者の申告相談及び確定申告書の仮收受が行われます。）を設置して行うところがありますので、詳しくは所轄の税務署に確認してください。

所得税額の計算の方法

Q 所得税額の計算の方法について教えてください。

A 所得税額の計算の方法は、大別すると総合課税の方法と分離課税の方法があります。

1 総合課税の原則

所得税額の計算は、各種所得の金額の合計額を基として計算した課税所得の金額に超過累進税率を適用して計算するいわゆる「総合課税」の方法によることが原則とされており、総合課税の方法による所得税の納税は、納税者自身が所得金額や納税額を計算して税務署に申告し、納税するいわゆる申告納税の方法によることとされています。

総合課税の場合の所得税額の計算の仕組みをごくおおまかにまとめると、次のようになります。

- (1) その年の1月1日から12月31日までの1年間に得た所得の金額を計算します。この場合、所得の金額の計算は、所得の種類ごとに行います。
- (2) (1)により計算した所得の金額を合計（総合）して、総所得金額を計算します。
- (3) 総所得金額から、扶養控除や基礎控除などの所得控除の額を控除して、課税総所得金額を計算します。
- (4) 課税総所得金額に超過累進税率を適用して算出した金額（算出税額）から、配当控除や（特定増改築等）住宅借入金等特別控除などの税額控除の額を控除します。
- (5) (4)による税額控除後の所得税額（年税額）から、源泉徴収された所得税額（源泉所得税額）などを控除して、申告納税額を計算します。

2 申告分離課税及び源泉分離課税

特定の所得については、他の所得と区分して所得税額の計算をするいわゆる「分離課税」の方法によることとされています。

分離課税の方法により課税される所得に係る所得税の納税は、申告納税の方法によるものと源泉徴収だけで納税を終了させる方法によるものとがあります。一般に、前者を「申告分離課税」といい、後者を「源泉分離課税」といいます。

(1) 申告分離課税

申告分離課税とされる所得には、次のものがあります。

- ① 退職所得及び山林所得
- ② 土地建物等の譲渡に係る短期譲渡所得
- ③ 土地建物等の譲渡に係る長期譲渡所得
- ④ 上場株式等の配当等に係る配当所得で申告分離課税を選択したもの
- ⑤ 株式等の譲渡に係る譲渡所得等
- ⑥ 一定の先物取引に係る雑所得等

(注) 総合課税とされる所得や申告分離課税とされる所得であっても、一定のものについては、所得税の源泉徴収をすることとされています。この場合の源泉徴収税額については、原則として、確定申告により精算することになります。ただし、給与所得については、原則として、年末調整の方法により所得税の課税が終了することとされています。

(2) 源泉分離課税

源泉分離課税とされる所得には、次のものがあります。

- ① 公社債、預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金など
- ② 私募公社債等運用投資信託などの収益の分配による配当
- ③ 抵当証券の利息や定期積金等の給付補てん金、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、一時払養老保険等の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金などいわゆる金融類似商品の利息等による所得
- ④ 一定の割引債の償還差益

なお、源泉分離課税の場合の所得税の課税は、他の所得と区分して一定税率により源泉徴収され納税が完了しますので、確定申告の手続をする必要はありません。

所得税の税率等の種類

Q 総合課税のものと申告分離課税のものについては確定申告をすることになるそうですが、適用される税率は同じなのでしょうか。

A 申告所得税の税率は、原則として超過累進税率を適用して税額を計算します。ただし、次のような税率の特例があります。

- (1) 山林所得の課税の特例
- (2) 変動所得及び臨時所得の平均課税
- (3) 土地建物等の譲渡に係る短期譲渡所得の課税の特例
- (4) 土地建物等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例
- (5) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例
- (6) 申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例
- (7) 申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の課税の特例

確定申告をしなければならない人

Q どのような人が確定申告をしなければならないのでしょうか。

A どのような場合に確定申告をしなければならないかについて、次の4つの場合に分けて説明します。

1 事業所得や不動産所得等がある人の場合

平成23年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いて残額のある人は、平成23年分の確定申告をしなければなりません。

2 給与所得がある人の場合

給与所得者の大部分の人は、「年末調整」により所得税が精算されますので確定申告をする必要はありません。

ただし、平成23年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引いて残額のある人で、次のいずれかに当てはまる人は、確定申告をしなければなりません。

- (1) 平成23年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 給与を1か所から受けていて、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以

外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人
ただし、給与所得の収入金額の合計額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

- (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子、店舗や工場などの賃貸料、機械や器具の使用料などの支払を受けた人
- (5) 平成23年中の給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- (6) 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人の人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人

3 公的年金等に係る雑所得のみがある人の場合

平成23年分について、所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて残額のある人は、申告をしなければなりません。

※公的年金等の収入金額が400万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

4 退職所得がある人の場合

退職所得については、退職金の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合には、退職金の額から勤続年数等に応じて求めた退職所得控除額を控除し、その控除後の残額を2分の1した金額を基として、所得税の税率を適用して計算した税額を源泉徴収することとされているため、通常は、確定申告をする必要はありません。

しかし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある場合は確定申告をする必要があります。

また、退職所得を申告しなくてよい人でも、前記の1から3の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については申告しなければなりません。

なお、退職所得を除く各種所得金額の合計額から所得控除を引くと赤字となる場合など退職所得を含めて申告をすることにより、退職所得から源泉徴収された所得税について、税金の還付を受けられることがあります。

申告の内容	提出する申告書						
	A様式		B様式		別表		
	一表	二表	一表	二表	三表	損失表	
						(一)	(二)
1 申告する所得が①給与所得、②雑所得、③配当所得、④一時所得だけの場合(※)	○	○					
2 所得の種類にかかわらず、どなたも使用できる様式			○	○			
3 分離課税の所得がある場合			○	○	○		
4 青色申告者がその年分の純損失のみ繰り越す場合			○	○		○	
5 その年分の雑損失のみ翌年以後に繰り越す場合			○	○		○	
6 前年からの繰越損失額があり、かつ、翌年以後への繰越損失がある場合			○	○		○	
7 純損失のうちに翌年以後に繰り越す変動所得の損失額、被災事業用資産の損失額がある場合			○	○		○	
8 上記4から7で分離課税の所得がある場合			○	○	○	○	
9 修正申告で総合課税の所得のみがある場合			○				○
10 修正申告で分離課税の所得がある場合			○		○		○

※予定納税額のある人や変動所得・臨時所得について平均課税を選択する人はB様式を使用します。

平成23年分の所得税の主な改正事項

Q 平成23年分の所得税から適用される主な改正事項について教えてください。

A 平成23年分の所得税から適用される主な改正事項は次のとおりです。

- 1 年金所得者に係る確定申告不要制度が創設されました（上記3参照）。
- 2 扶養控除等が次のとおり改正されました。
 - ① 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
 - ② 特定扶養親族（控除額63万円）の範囲が、年齢19歳以上23歳未満（改正前：年齢16歳以上23歳未満）の扶養親族とされました。
 - ③ 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改正前：40万円）に引き上げられました。
- 3 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除、住宅耐震

改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除について、平成23年6月30日以後に住宅の新築や購入、増改築等（「住宅の取得等」といいます。）の契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その対価の額又は費用の額から補助金等の額を控除することとされました。

- 4 一定の認定NPO法人又は公益社団法人等に寄附した場合には、寄附金控除（所得控除）と税額控除である認定NPO法人寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除の選択適用ができることとされました。
- 5 東日本大震災に関して支出した震災関連寄附金につき、寄附金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の80%相当額とされました。また、一定の認定NPO法人又は社会福祉法人中央共同募金会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて受けられる特定震災指定寄附金特別控除が創設されました。
- 6 東日本大震災の被災者の方に対し、雑損控除の特例や被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等が措置されています。

消費税及び地方消費税の確定申告が必要な方

- Q** 個人事業者で平成23年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要なのはどのような人ですか。
- A** 平成23年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要な個人事業者は、次の方です。
- (1) 基準期間（平成21年分）の課税売上高が1,000万円を超える方
 - (2) (1)以外の方で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- (1)又は(2)に該当する方は、平成23年分の課税売上高が1,000万円以下であっても確定申告が必要です。ご注意ください。
- (注) 平成21年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方は、免税事業者ですので、確定申告をすることはできません。そのため、平成23年中に設備投資等を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合であっても、還付を受けられません。
- Q** 基準期間（平成21年分）の課税売上高はどのように計算するのですか。
- A** 課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上金額（消費税額及び地方消費税額を除いた税抜金額。）と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げの返品、値引や売上割戻し等に係る金額（消費税額及び地方消費税額を除いた税抜金額）の合計額を控除した残額をいいます。
- (注) 基準期間の課税売上高には輸出取引等の免税売上高が含まれますが、これには消費税等相当額が含まれていませんから、税抜計算することなく、免税売上高そのものを加算することになります。
- なお、免税事業者の売上げには、消費税等相当額が含まれていませんので、基準期間（平成21年分）が免税事業者の場合、その売上げ（非課税売上等を除きます。）が、そのまま基準期間（平成21年分）の課税売上高となります（税抜処理は必要ありません。）。

消費税の納付税額の計算

- Q** 消費税の納付税額はどのように計算するのですか。
- A** 消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額を控除することにより計算します。

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{課税標準額}}{\text{に対する消費税額}} \right) - \left(\frac{\text{課税仕入れ等}}{\text{に係る消費税額}} \right)$$

課税標準額

- Q** 課税標準額はどのように計算するのですか。
- A** 課税標準額は、税額計算の基礎となるもので、課税取引の売上金額を基に、原則として税込みの課税売上高に100/105を掛けて計算します（千円未満の端数切捨て）。

$$\text{課税標準額} = \text{税込課税売上高} \times 100/105$$

課税標準額に対する消費税額の計算

- Q** 課税標準額に対する消費税額の計算はどのように行うのですか。
- A** 課税標準額に消費税率（4%）を掛けて計算します。
- $$\text{課税標準額に対する消費税額} = \text{課税標準額} \times 4\%$$

課税仕入れ

- Q** 課税仕入れについて説明してください。
- A** 課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。したがって、棚卸資産の購入だけでなく、事業用に供する建物、機械や消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の自動車の燃料代なども課税仕入れに含まれます。
- なお、免税事業者や消費者からの棚卸資産の購入等も課税仕入れに含まれます。
- Q** 控除対象仕入税額の計算方法について説明してください。
- A** 控除対象仕入税額の計算方法は、簡易課税制度を選択している事業者と、選択していない事業者とで異なります。
- また、簡易課税制度を選択していない場合の控除対象仕入税額の計算方法は、その課税期間中の課税売上割合が95%以上か否かにより異なります。
- 95%以上の場合は、課税仕入れに係る消費税額と課税貨物の引取りに係る消費税額の全額を控除できますが、95%未満の場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式により計算した金額となります。
- なお、課税仕入れに係る消費税額は、原則として税込みの課税仕入高に4/105を掛けて計算します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{税込課税仕入高} \times 4/105$$

簡易課税制度を選択している場合の控除対象仕入税額の計算方法については、以下で説明します。

簡易課税制度

- Q** 簡易課税制度について説明してください。
- A** 簡易課税制度とは、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した後の金額に、第一種事業から第五種事業までの事業区分ごとのみなし仕入率（下記参照）を掛けて計算した金額を、控除する課税仕入れ等に係る消費税額とみなす制度で、基準期間（平成21年分）の課税売上高が5,000万円以下で、かつ、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成22年12月末までに提出している方に限り適用できます。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業
第二種事業	80%	小売業（製造小売業を除く。）
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）
第四種事業	60%	その他の事業（飲食サービス業、金融・保険業など）
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食サービス業を除く。）

Q 簡易課税制度による控除対象仕入税額の計算方法について説明してください。

A 簡易課税制度による控除対象仕入税額の計算の概要は次のとおりです。

1 1種類の事業のみを行う事業者の場合

1種類の事業のみを行う事業者の場合には、次の算式によって控除対象仕入税額を求めます。

$$\text{控除対象仕入税額} = \left(\frac{\text{課税標準額に}\quad\text{売上対価の返還等}}{\text{対する消費税額}\quad\text{に係る消費税額}} \right) \times \text{みなし仕入率}$$

2 2種類以上の事業を兼業している事業者の場合

2種類以上の事業を兼業している場合のみなし仕入率は、原則として、兼業しているそれぞれの事業のみなし仕入率を加重平均して求めることになりますが、2種類以上の事業を兼業している場合であっても、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合又は2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、控除対象仕入税額の計算に当たっての特例制度（75%ルール）が設けられています。

2種類以上の事業を兼業している場合の控除対象仕入税額の計算方法は、具体的には次のようになります。

ただし、売上対価の返還等に係る消費税額がそれぞれの事業に係る消費税額を超える場合や貸倒回収に係る消費税額がある場合には、次によることはできません。

(1) 原則的な計算方法

$$\begin{aligned} \text{控除対象仕入税額} = & \text{第一種事業の消費税額} \times 90\% \\ & + \text{第二種事業の消費税額} \times 80\% \\ & + \text{第三種事業の消費税額} \times 70\% \\ & + \text{第四種事業の消費税額} \times 60\% \\ & + \text{第五種事業の消費税額} \times 50\% \end{aligned}$$

(2) 1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上である場合の計算方法

2種類以上の事業を兼業している事業者で、その課税期間における特定の1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上である事業者については、その75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体に適用することができます。

なお、75%以上であるかどうかは売上対価の返還等の金額を控除した後の金額（税抜き）により判定します。

$$\text{控除対象仕入税額} = \left(\frac{\text{課税標準額に}}{\text{対する消費税額}} \right) \times \left(\frac{\text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率}}{\text{のみなし仕入率}} \right)$$

(3) 2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上である場合の計算方法

3種類以上の事業を兼業している事業者でその課税期間における特定の2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上である事業者については、合計で75%以上を占める2業種のみなし仕入率のうち低い方のみなし仕入率をこれらの2事業以外の事業にも適用できます。

(例) 事業区分ごとの課税売上高の合計額に占める割合が、

$$\left(\begin{array}{ll} \text{第一種事業} & 35\% \\ \text{第二種事業} & 45\% \\ \text{第三種事業} & 20\% \end{array} \right) \text{の場合}$$

$$\begin{aligned} \text{控除対象仕入税額} = & \text{第一種事業の消費税額} \times 90\% \\ & + \left(\frac{\text{各事業の消費税額の合計額} - \text{第一種事業の消費税額}}{\text{の消費税額}} \right) \times 80\% \end{aligned}$$

なお、簡易課税による控除対象仕入税額の計算については、事業区分が適切に行われていれば、確定申告書に添付する付表を利用して計算することができます。

Q 簡易課税制度の適用について注意すべき点を教えてください。

A 簡易課税制度を選択していても基準期間（平成21年分）の課税売上高が5,000万円を超える方は、簡易課税制度を適用することができませんので、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」で申告する必要があります。

この場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。

なお、簡易課税制度選択届出書を提出している方は、①基準期間の課税売上高が5,000万円を超え、簡易課税制度の適用ができなくなった場合、②基準期間の課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、①再び基準期間の課税売上高が5,000万円以下となったとき、②再び課税事業者となったときには、簡易課税制度を適用して申告を行うことになりますので、注意してください。

地方消費税の税額の計算

Q 地方消費税の税額の計算はどのように行うのですか。

A 地方消費税の納付税額の計算は、消費税の納付税額に25%を掛けて計算します。

ただし、税率に関する経過措置により旧税率で消費税が課税される取引を除きます。

$$\text{地方消費税の納付税額} = \text{消費税の納付税額} \times 25\%$$

所得税と消費税及び地方消費税の申告・納付期限

平成23年分の所得税と消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告、納付の期限は次のとおりです。

所得税 平成24年3月15日(木)

消費税及び地方消費税 平成24年4月2日(月)

期限内に申告や納付をしなかった場合には、加算税や延滞税がかかることがありますのでご注意ください。

また、納税は振替納税が便利ですので、是非、ご利用されることをお勧めします。新たに振替納税をご利用になる場合は、申告期限までに所轄の税務署又は、ご利用先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

なお、平成23年分の所得税と消費税及び地方消費税の納付に振替納税をご利用された場合の振替日は、次のとおりです。

所得税 平成24年4月20日(金)

消費税及び地方消費税 平成24年4月25日(水)

(注) 振替納税は、申告期限までに確定申告書及び預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を提出された場合に限り、ご利用いただけます。

税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」は、国民各層に、税の仕組みや目的などについて考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、集中した広報活動を実施する週間です。

間税会におきましても、国民の皆様には税を知り、税について考えていただくためのいろいろの行事を各地で実施しました。

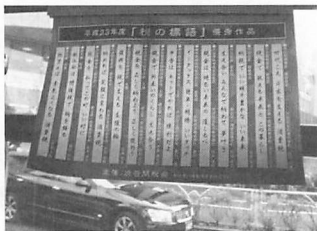
渋谷間税会（東京）

一ハチ公循環バスに「税の標語」一

11月5・6日 NHK前の渋谷区くみの広場において、ネーム入りのお揃いのハッピーを着用して、「消費税の完納運動」と「税の標語募集」の幟旗を掲げて、税金クイズを主として行うとともに、e-Taxのパンフレット等を配布しました。

税金クイズに参加した方々には、パンジーの鉢植え3,000鉢を進呈しました。

また、「税の標語」優秀作品は、区内循環バス「ハチ公号」の車内（25台）に掲示するとともに、渋谷税務署や区の施設にも掲示しました。



四谷間税会（東京）

一役員手作りのお人形一

11月11日 JR四ツ谷駅と信濃町駅で街頭広報を行いました。

四谷税務署の幹部の方々、四ツ谷駅長、間税会役員らで出発式を行った後、揃いのブルゾンで、キャンディを付けて税の広報紙等を配付しました。

税金クイズの景品は役員手作りの可愛いお人形で、孫の土産に買いたいという人まで現れるなど、大変な人気を呼びました。



杉並・荻窪間税会（東京）

一杉並納税街頭キャンペーン一

11月6日 杉並税務懇話会と荻窪税務連絡協議会合同の「杉並納税街頭キャンペーン」に、杉並及び荻窪間税会も参加しました。

杉並区役所前広場でオープニングセレモニーは行いましたが、例年の華やかなパレードは雨のため、残念ながら中止となりました。



向島間税会（東京）

一横断幕掲出セレモニー一

11月1日 消費税PR用の標語「この国の未来を築

く 消費税」と記載した横断幕の掲出セレモニーを、向島税務署の幹部の方々の参加を得て、中之郷信組寺島支店で行った後、交通量の多い明治道の横断歩道橋に横断幕を掲示しました。



立川間税会（東京）

一バザーの出店一

11月5日 昭和記念公園みどりの文化ゾーンにおいて開催された立川市民まつりの会場に、「消費税完納推進のまち」の横断幕を掲示し、バザーの出店、税金クイズの実施を行うとともに、クリアファイルと間税会のネーム入り風船を500個配布しました。



浦和間税会（関東信越）

一税の講演会一

10月18日 さいたま市民会館うらわにおいて、「税を考える週間」行事の一環として、浦和税務署長を講師として「贈与」という演題で、税にまつわる話をしていただきました。

参加した会員は、話が身近な内容でしたので真剣に聴き入っていました。



余市間税会（北海道）

一街頭広報活動一

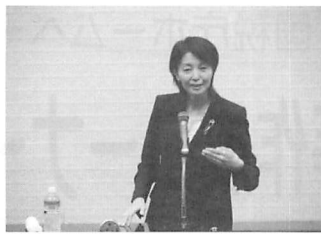
11月11日 イオン余市店前において、余市税務署長にも参加していただき、余市法人会・青申会との共催で「世界の消費税」クリアファイル及び税に関するリーフレット等を配布しました。道行く人々に税への関心と間税会の存在を大いにアピールすることが出来ました。



金沢間税会（北陸）

―特別講演会―

11月14日 石川県地場産業振興センターにおいて、「人を活かすリーダーシップのヒント」というテーマで、元バレーボール日本代表でスポーツプロデューサーの三屋裕子様を講師とする特別講演会を開催しました。



三屋様は、自らの経験を踏まえながら理想とするリーダー像とはどんなものかを分かりやすく説明され、出席者は熱心に耳を傾けていました。

広島東間税会（女性部）（広島）

―大規模なパレード―

11月11日 広島市中区八丁堀天満屋交差点において、平成23年度 全間連「税の標語」最優秀作品を記した看板を設置し、序幕式を行いました。



その後、本通り広島パルコ本館前からイータ君及び広島県・広島市・中国税理士会広島東支部・広島東納貯連合会・広島東青申会・広島東法人会の共催により約90名規模のパレードを行いました。街を歩き交う人々にクリアファイル、リーフレット、広告用ポケットティッシュ等900セットを配布しました。

松山間税会（四国）

―街頭キャンペーン―

11月11日 松山青色申告会と共催で、松山市内の商店街にて街頭キャンペーンを行いました。街ゆく人々に、「世界の消費税」クリアファイル及び会員が手作業で編んだ環境にやさしいアクリル毛糸タワシ等を配布しました。



税金クイズコーナーでは「所得税」「消費税」「その他」の税に関する3種類のボックスの中から関心のあるものを選択して答える税金クイズや、e-Taxを紹介し、インターネットで税の申告や申請ができることを説明しました。

最近の政治や経済に関心が高い若者たちは、用意したクイズに真剣に回答している姿が印象的で、深く税を考える1日となりました。

鳴門間税会（四国）

―日独交流イベント―

10月29日 鳴門老人福祉センターにおいて、日独交流イベントを行いました。

これは、日独交流150周年を記念して行ったもので、第

1部 ドイツ古典舞踏協会によるポルカ、シーバー、ガロップやワルツをメドレーで披露 第2部 鳴門市ドイツ館のロバート・テルシック氏による「EUにおけるドイツ」と題した講演 第3部 舞女流華連による正調阿波踊りが披露され、華やかに日独の交流を深めました。



伊予西条間税会（四国）

―「税の標語」の表彰式―

11月23日 西条市丹原文化会館において、「税の標語」の表彰式を、西条市長、西条教育長、西条管内小・中学校長代表及び受賞者等が参加して盛大に行われました。



本年の「税の標語」は1,206件と昨年より200件も増加し、内容も時代を反映して震災復興や消費税の重要性を訴えるものが多く集まりました。

西福岡間税会（福岡）

―税の講演会の開催―

11月16日 糸島市のプラザ寿苑にて、恒例の税の講演会を開催いたしました。

西福岡税務署長による「相続と贈与」及び福岡市市民局主査による「東日本大震災ボランティア活動で感じたこと」と題し、詳しい資料やスライドを見ながらの熱い講演会で、大変参考になりました。

約100名の参加者に「世界の消費税」クリアファイルと、「国の財政と消費税」のリーフレットを配布し、消費税への関心を高めてもらうとともに、間税会のPRを行いました。



久留米間税会（福岡）

―チャリティーバザー―

10月16日 久留米市六ツ門町六角堂広場において、チャリティーバザーとカラオケ大会を開催しました。役員・青年部よりバザー品を提供していただき、その売上金と会費の一部を西日本新聞民生事業団へ持参し、東日本大震災の復興へ役立てていただくよう寄付いたしました。





申告書の作成は

国税庁ホームページの

便利な

「確定申告書等作成コーナー」で!!

又は
書面で提出!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

「e-Tax（電子申告）」を利用して申告すると・・・

1 平成 23 年分の申告で 最高 4,000 円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Tax で申告期限内に申告する場合は、最高 4,000 円の税額控除が受けられます（平成 19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回。平成 24 年分は最高 3,000 円。）。

3 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3 週間程度に短縮。）。

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期限は 3 年間です。）、IC カードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

源泉徴収票

病院

入力...



国税庁ホームページ

確定申告

検索

※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

申告所得税・消費税及び地方消費税の納付には「振替納税」が便利です!

申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税は、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税がご利用になれます。振替納税は、一度手続きをしていただければ、継続してご利用いただけます。便利で安全な納付方法ですので、是非ご利用ください。

なお、すでに振替納税をご利用の方で、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

※ 平成 23 年分の申告所得税と消費税及び地方消費税の振替日については、P13をご覧ください。

「電子納税」もご利用いただけます!

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に e-Tax の開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得する必要があります。

【インターネットバンキング等を利用した電子納税】

インターネットバンキングや ATM（利用可能なものにはペイジー（税金・各種料金払込み）マーク  を表示）等を利用して国税を納付することができます（インターネットバンキングの利用には金融機関との契約が必要です。）。

【ダイレクト納付を利用した電子納税】

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税を納付することができます。



※ダイレクト納付ご利用の際の注意事項

ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1 か月程度かかります。このため、確定申告期間中（2 月 16 日～3 月 15 日）に利用届出書を提出いただいた場合、原則として、本年の確定申告に基づく申告所得税の納付にはご利用いただけませんのでご注意ください。

本年の確定申告でダイレクト納付の利用を希望される方は、できるだけお早めにダイレクト納付利用届出書をご提出ください。